

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について



当社は、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」におきまして、毎年3月に取締役、監査役及び執行役員に対し「取締役会全体の実効性に係る自己評価アンケート」を実施し取締役会全体の実効性について分析・評価を行う旨、定めております。

2018年4月13日開催の取締役会において当該自己評価アンケートの結果確認及び意見交換を行いましたので、下記のとおりその概要をお知らせ致します。

記

1. 評価の方法・プロセス

(1) 実施目的

取締役会全体の実効性について継続的に評価を行い、当該評価を踏まえ、PDCA サイクルを実現することで、取締役会の機能の向上を絶えず図っていくこと

(2) 実施方法

- ・アンケート形式（選択及び記述式）にて実施
- ・アンケートは無記名で「取締役」、「社外取締役」、「監査役」、「執行役員」のみ記載

(3) 回答者属性（2018年3月31日時点）

属性	人数
取締役	12名
うち社外取締役	2名
監査役	5名
執行役員	6名

(4) 主な評価項目（大項目）

- ①取締役会の役割・責務について
- ②取締役会の実効性確保の前提条件について
- ③取締役会の運営について
- ④自己評価について
- ⑤独立社外取締役及び監査役について
- ⑥総合評価

2. 取締役会の実効性に関する自己評価の結果

(1) 自己評価の結果（概要）

上記の自己評価アンケートの結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性が確保されていることを確認しました。特に、経営戦略の検討・実行・修正のプロセスへの適切な関与、取締役会における審議内容の明確化や重要案件に対する審議時間の確保ならびに意見交換等においては、高評価となりました。

(2) 筆頭独立社外取締役の総括コメント

取締役は多様な人材により構成されており、絶えずその役割を果たすための知識習得の義務を果たし、常に様々なステークホルダーを意識した企業の社会的責任の実行に努めております。さらに、取締役会は、経営理念・経営方針を確立したうえで、長期的な戦略に基づき企業価値を創造することを意識した中期経営計画の実践のための活発な議論が行われ、監査役による監督機能もはたらき、企業価値向上のために大変有効に機能しております。

3. 今後の対応

当社は、今後も取締役会の実効性に関する評価を定期的実施し、ガバナンスの強化を推進してまいります。